FP	３級	保険

2021年 １月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

３級 保険顧客
資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 60分			

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、三答択一式５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。
9．途中退出はできません。

FP3級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（40歳）は、妻Bさん（40歳）、長女Cさん（９歳）、二女Dさん（６歳）および三女Eさん（４歳）との５人暮らしである。Aさんは、最近、公的年金制度の遺族給付について確認し、教育資金の準備や生命保険の見直しなど、今後の資金計画を検討したいと思っている。また、Aさんは、40歳となり、公的介護保険の保険料負担が生じたことから、当該制度についても理解を深めたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんの家族構成＞

・Aさん　　：1980年４月11日生まれ
　　会社員（厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険に加入中）
・妻Bさん　：1980年４月22日生まれ
　　専業主婦（国民年金に第３号被保険者として加入している）
・長女Cさん：2011年７月6日生まれ
・二女Dさん：2014年10月10日生まれ
・三女Eさん：2016年９月12日生まれ

＜公的年金加入歴（2020年12月まで）＞

	20歳～22歳	22歳～40歳
Aさん	国民年金 第１号被保険者期間 （36月）	厚　生　年　金　保　険 （213月）

	18歳～28歳（Aさんと結婚）	28歳（Aさんと結婚）～40歳
妻Bさん	厚　生　年　金　保　険 （120月）	国民年金 第３号被保険者期間 （141月）

※ 妻Bさん、長女Cさん、二女Dさんおよび三女Eさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。また、妻Bさんの就業の予定はないものとする。

※ Aさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 はじめに、Mさんは、Aさんが現時点（2021年１月24日）において死亡した場合に妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の年金額（2020年度価額）を試算した。Mさんが試算した遺族基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）781,700円＋224,900円＋75,000円＋75,000円＝1,156,600円
2）781,700円＋224,900円＋224,900円＋75,000円＝1,306,500円
3）781,700円＋224,900円＋224,900円＋224,900円＝1,456,400円

《問２》 次に、Mさんは、Aさんが現時点（2021年１月24日）において死亡した場合に妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（　①　）相当額となります。ただし、Aさんの場合、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が（　②　）月に満たないため、（　②　）月とみなして年金額が計算されます。
また、三女Eさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金に（　③　）が加算されます」

1）① ４分の３　② 300　③ 中高齢寡婦加算
2）① ３分の２　② 300　③ 加給年金額
3）① ３分の２　② 360　③ 中高齢寡婦加算

《問３》 最後に、Mさんは、公的介護保険（以下、「介護保険」という）について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「介護保険の被保険者が保険給付を受けるためには（　①　）から要介護認定または要支援認定を受ける必要があります。また、Aさんのような介護保険の第２号被保険者は、（　②　）要介護状態または要支援状態となった場合に保険給付を受けることができます。
介護保険の第２号被保険者が保険給付を受けた場合、原則として実際にかかった費用（食費、居住費等を除く）の（　③　）割を自己負担する必要があります」

1）① 市町村（特別区を含む）　② 特定疾病が原因で　③ 1
2）① 都道府県　② 原因を問わず　③ 1
3）① 市町村（特別区を含む）　② 原因を問わず　③ 3

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員であるAさん（33歳）は、先日、職場で生命保険会社の営業担当者から終身医療保険の提案を受けた。Aさんは、独身であるため生命保険は必要ないとこれまで考えていたが、最近、同年代の著名人が、がんに罹患したというニュースを見て、がんに対する保障の必要性を感じ始め、提案を受けた終身医療保険に加入するかどうか迷っている。

また、Aさんは、全国健康保険協会管掌健康保険の高額療養費制度についてあまり理解できておらず、当該制度について詳しく知りたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けた終身医療保険に関する資料＞

・保険の種類　：５年ごと配当付終身医療保険
・月払保険料　：7,600円（終身払込(注１)）
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡給付金受取人　：父Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
入院給付金	日額10,000円	終身
手術給付金	一時金　５万円または20万円	終身
死亡給付金	一時金　10万円	終身
入院一時金特約（注２）	一時金　10万円	終身
がん一時金特約（注３）	一時金　100万円	終身
がん通院特約	日額10,000円	終身
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年

（注１）保険料払込期間は、契約時に有期払込を選択することができる。
（注２）１日以上の入院の場合に支払われる。
（注３）がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたときに支払われる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 はじめに、Mさんは、生命保険の加入等についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「生命保険に加入する際には、Aさんの傷病歴や現在の健康状態などについて、事実をありのままに正しく告知する必要があります。なお、告知受領権は生命保険募集人が有していますので、当該募集人に対して、口頭で告知してください」

2）「提案を受けた終身医療保険の保険料払込期間を有期払込にすることで、毎月の保険料負担は減少し、保険料の払込総額も少なくなります。月々の保険料負担を軽減するために有期払込を選択することをお勧めします」

3）「生命保険は、契約にあたって保険会社指定の医師による診査を受けた場合などを除き、保険業法に定める保険契約の申込みの撤回等（クーリング・オフ）の対象となり、所定の期間内であれば、書面または電磁的記録により申込みの撤回等をすることができます」

《問５》 次に、Mさんは、Aさんが提案を受けた終身医療保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「先進医療の治療を受けた場合、診察料や投薬料等に係る費用は公的医療保険の対象となりますが、技術料に係る費用は全額自己負担となりますので、先進医療特約の付加をご検討ください」

2）「Aさんが、がんに罹患した場合、がん一時金特約から100万円を受け取ることができます。ただし、通常、がんの保障については契約日から６カ月間の免責期間があります」

3）「Aさんが、がんと診断確定され、がん一時金特約から一時金を受け取った場合、当該一時金は一時所得として総合課税の対象となります」

《問６》 最後に、Mさんは、全国健康保険協会管掌健康保険の高額療養費制度について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「Aさんに係る医療費の一部負担金の割合は、原則として（　①　）割となりますが、（　②　）内に、医療機関等に支払った医療費の一部負担金等の額が自己負担限度額を超えた場合、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

この一部負担金等の合計には、差額ベッド代、入院時の食事代、先進医療に係る費用等は含まれず、70歳未満の者の場合、原則として、医療機関ごとに、入院・外来、医科・歯科別に一部負担金等が（　③　）円以上のものが計算対象となります」

1）① 1　　② 同一月　　③ 12,000

2）① 3　　② 同一年　　③ 12,000

3）① 3　　② 同一月　　③ 21,000

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（45歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、現在、自身の退職金準備を目的として、下記の＜資料＞の生命保険への加入を検討している。また、従業員の福利厚生の充実を図る目的として、総合福祉団体定期保険への加入も検討している。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料＞Aさんが加入を検討している生命保険の内容

保険の種類：無配当低解約返戻金型終身保険（特約付加なし）	
契約者（=保険料負担者）	：X社
被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：X社
死亡保険金額	：4,000万円
保険料払込期間	：65歳満了
年払保険料	：170万円
65歳までの払込保険料累計額（　①　）	：3,400万円
65歳時の解約返戻金額（　②　）	：3,500万円（低解約返戻金期間満了直後）
受取率（②÷①）	：102.9％（小数点第２位以下切捨て）
※解約返戻金額の80％の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。	

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、将来X社がAさんに役員退職金4,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を40年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

1）900万円
2）1,800万円
3）2,200万円

《問８》 Mさんは、《設例》の終身保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「Aさんの退任時に、役員退職金の一部または全部として当該終身保険の契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義変更することで、当該終身保険をAさんの個人の保険として継続することが可能です」

2）「X社が保険期間中に資金が必要となった場合に、契約者貸付制度を利用することにより、当該保険契約を解約することなく、資金を調達することができます」

3）「保険料払込期間満了時に当該終身保険を解約し、解約返戻金3,500万円を受け取った場合、X社はそれまで資産計上していた保険料積立金を取り崩し、解約返戻金額との差額を雑損失として経理処理します」

《問９》 Mさんは、総合福祉団体定期保険の一般的な商品性について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「総合福祉団体定期保険は、一般に、従業員の遺族の生活保障を主たる目的として、法人が契約者となる保険です。従業員に加えて法人の役員を被保険者とすること（　①　）。総合福祉団体定期保険の加入の申込みに際しては、被保険者になることについての加入予定者の同意および保険約款に基づく告知が必要となります。なお、法人が支払った保険料は、所定の条件を満たすことにより、その（　②　）を損金の額に算入することができます。

また、従業員の死亡等による法人の経済的損失に備えるためのヒューマン・ヴァリュー特約を付加することができます。当該特約の死亡保険金等の受取人は、（　③　）に限定されています」

1）① はできません　② ２分の１　③ 契約者である法人

2）① ができます　② 全額　③ 契約者である法人

3）① ができます　② ２分の１　③ 被保険者である従業員またはその遺族

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんとの４人家族である。Aさんは、2023年中に終身保険の解約返戻金480万円および一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金600万円を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（50歳）　　：会社員
・妻Bさん（50歳）　：専業主婦。2023年中の収入はない。
・長男Cさん（21歳）：大学生。2023年中に、アルバイトにより給与収入120万円を得ている。
・二男Dさん（19歳）：大学生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額：800万円
(2) 終身保険の解約返戻金

契約年月	：1992年７月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：480万円
正味払込保険料	：410万円

(3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：2015年10月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡給付金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：600万円
正味払込保険料	：500万円

※ 妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの2023年分の所得税の課税等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1）「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から10年以内の解約のため、源泉分離課税の対象となります」

2）「Aさんの場合、総所得金額に算入される一時所得の金額の合計額が20万円を超えるため、Aさんは所得税の確定申告をしなければなりません」

3）「会社員であるAさんが所得税の確定申告をする場合、確定申告書は、Aさんの勤務先を経由して勤務先の住所地の所轄税務署長に提出することになります」

《問11》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i. 「Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、（　①　）万円となります

ii. 「長男Cさんの合計所得金額は（　②　）万円を超えるため、Aさんは長男Cさんに係る扶養控除の適用を受けることはできません」

iii. 「二男Dさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんが適用を受けることができる二男Dさんに係る扶養控除の控除額は、（　③　）万円となります」

1）① 26　② 48　③ 58

2）① 38　② 38　③ 58

3）① 38　② 48　③ 63

《問12》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

1）610万円

2）670万円

3）730万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（74歳）は、妻Bさん（70歳）、長女Cさん（42歳）および長男Dさん（40歳）との４人暮らしである。Aさんは、妻Bさんには自宅を、長女Cさんには賃貸アパートを相続させたいと考えており、遺言の作成を検討している。また、Aさんは、現在、一時払終身保険への加入を検討している。

＜Aさんの家族構成（推定相続人）＞
・妻Bさん　：Aさんと自宅で同居している。
・長女Cさん：会社員。Aさん夫妻と同居している。
・長男Dさん：会社員。Aさん夫妻と同居している。

＜Aさんが保有する主な財産（相続税評価額）＞
・現預金　：１億3,000万円
・自宅（敷地300㎡）　：3,000万円（注）
・自宅（建物）　：1,000万円
・賃貸アパート（敷地300㎡）：3,000万円（注）
・賃貸アパート（建物）　：2,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

＜Aさんが加入を検討している一時払終身保険の内容＞
・契約者（=保険料負担者）・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん
・死亡保険金額　：2,500万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1）「公正証書遺言は、証人２人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものです。相続開始後に円滑に手続を進めるために、妻Bさんや長女Cさんを証人にすることをお勧めします」

2）「自筆証書遺言は、遺言者が、その遺言の全文、日付および氏名を自書し、これに押印して作成するものですが、自筆証書遺言に添付する財産目録については、パソコン等で作成することも認められています」

3）「自筆証書遺言は、所定の手続により、法務局（遺言書保管所）に保管することができます。法務局（遺言書保管所）に保管された自筆証書遺言は、相続開始時、家庭裁判所での検認が不要となります」

《問14》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i.「妻Bさんおよび長女Cさんが相続財産の大半を取得した場合、長男Dさんの遺留分を侵害する可能性があります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が２億円である場合、長男Dさんの遺留分の金額は（　①　）万円です」

ii.「Aさんが加入を検討している一時払終身保険の死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。Aさんの相続開始後、妻Bさんが受け取る死亡保険金2,500万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は、（　②　）万円となります」

iii.「Aさんの相続が開始し、妻Bさんが特定居住用宅地等に該当する自宅の敷地を相続により取得し、その敷地の全部について『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地（相続税評価額3,000万円）について、相続税の課税価格に算入すべき価額を（　③　）万円とすることができます」

1）① 2,500　② 500　③ 2,400

2）① 5,000　② 1,000　③ 2,400

3）① 2,500　② 1,000　③ 600

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問15》 仮に、Aさんの相続が現時点（2024年１月24日）で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）が１億8,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円

1）3,300万円

2）3,400万円

3）5,500万円

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	2
問2	1
問3	1
第2問	
問4	3
問5	1
問6	3
第3問	
問7	1
問8	3
問9	2
第4問	
問10	2
問11	3
問12	2
第5問	
問13	1
問14	3
問15	2